



## 筑紫野市の狭あい道路整備事業について

建築基準法では、狭あい道路に面して建物を建てる場合や、狭あい道路に接する塀などを設ける場合は、**原則道路の中心線から2mの位置に敷地後退（セットバック）をし、幅員4mの道路にすることが義務付けられています。**

筑紫野市では、建築物の建築等に伴うセットバック用地の**寄附**にご協力いただける場合、「筑紫野市建築行為等に係る後退道路用地に関する指導要綱」に基づき、セットバックに係る**測量**の実施及びセットバック地内にある**工作物撤去費用の一部補償**等を行っています。

### 狭あい道路とは

幅4m未満の道のうち、建築基準法に基づいて狭あい道路とみなされた道路をいいます。

### 狭あい道路の問題点

- ・緊急車両（消防車、救急車等）の通行に支障をきたし、消火や救助活動の妨げの原因となります。
- ・災害時の避難行動や延焼防止に支障をきたします。
- ・歩行者と車のすれ違いや自転車と車のすれ違いが困難なため危険です。

### 寄附に際しての注意事項

#### ●寄附全般について

- ・土地の測量を、土地所有者等の都合により中断した場合は、測量費をお支払いいただくことがあります。
- ・「後退道路用地に関する協議書」を提出していただいてから登記が終わるまで、早くも2～3ヶ月ほど時間がかかります。
- ・土地に抵当権等が設定されている場合は、別途手続きが必要になり、登記が終わるまでに半年以上要する場合があります。
- ・道路舗装については、外構の工事後に市で行います。道路舗装が行えない場合もありますので事前にご相談ください。

#### ●工作物がある場合について

- ・セットバック地内にある工作物等を建築主等が撤去する時は、その費用の一部を補償します。ただし、**市が現地を確認する前に撤去された場合は、対象外**となります。
- ・工作物の補償費は、**一部補償**であり、実際にかかる費用すべてを補償するものではありません。また、**工事は建築主等で行っていただきます**。市での施工はいたしません。

## 後退道路用地（セットバック）の寄附の手順

寄附にご協力いただける場合、下記の手続きを行っていきます。

**【登記の手続き】と【工作物撤去費の一部補償の手続き】は同時並行で行います。**

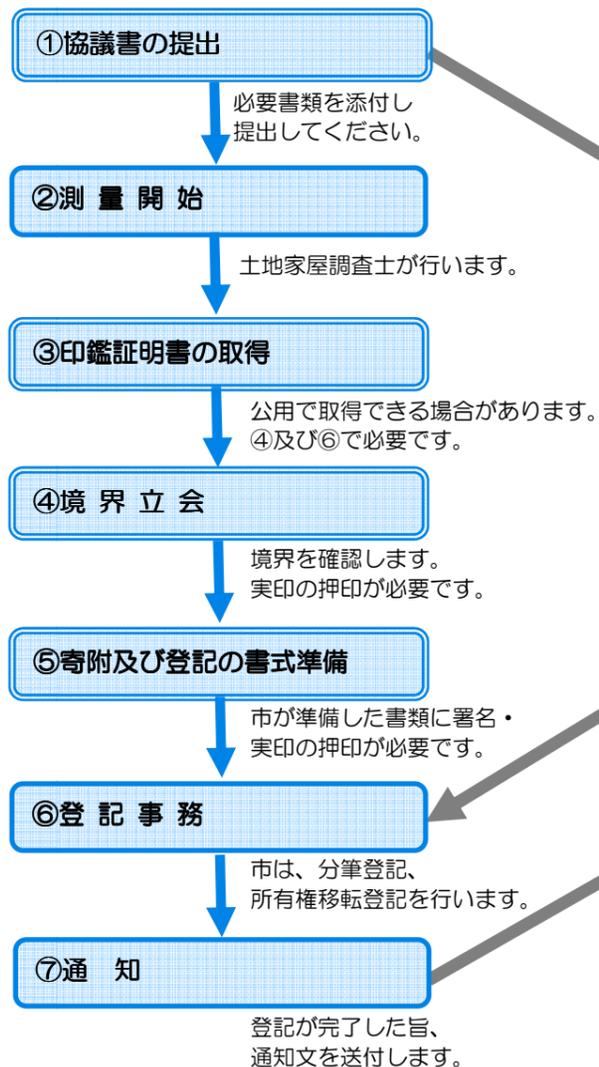
セットバック地内に工作物がない場合は、【登記の手続き】の流れに沿って進んでいきます。

□ …建築主が行う

□ …市が行う

### 【登記の手続き】

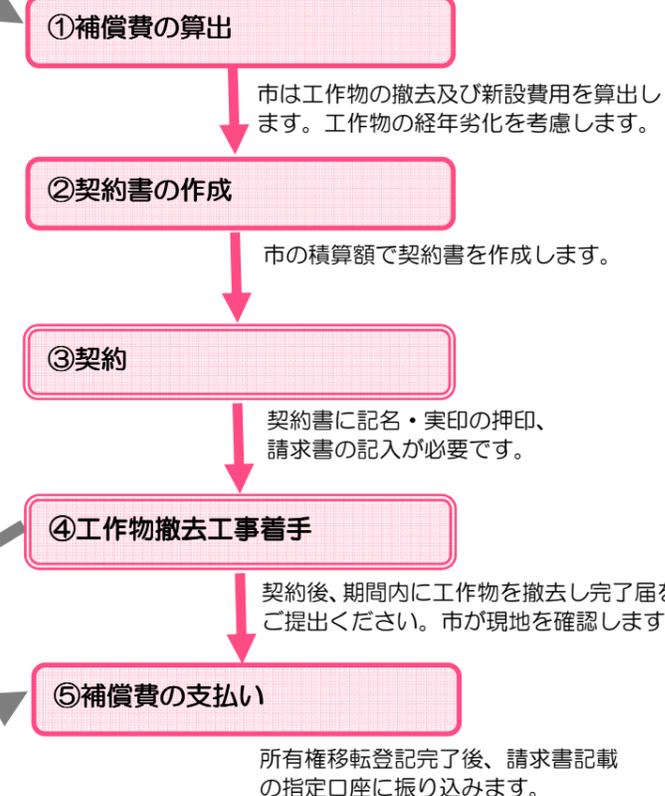
①～⑦の順で進行していきます。



### 【工作物撤去費の一部補償の手続き】

（セットバック地内に工作物がある場合）

①～⑤の順で進行していきます。但し、④、⑤については【登記の手続き】の流れによって、時間がかかる場合があります。



問合せ先：筑紫野市 建設部 都市計画課  
(092)923-1111

